



特別支援教育ほっと通信

平成30年12月
西部教育局



【考えてみましょう】

A小学校の知的障がい特別支援学級では、実態に応じて**特別な教育課程**を編成し、**生活単元学習**をしています。
合わせている各教科等は、**生活、国語、社会、算数、音楽、道徳、自立活動**です。

何かおかしくないですか？



知的特別支援学校小学部の各教科
生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育

特別な教育課程については、
ほっと通信の10月号で御確認ください。

法的根拠

学校教育法施行規則 第三百十条第二項

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、**各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動**の全部又は一部について、**合わせて授業を行うことができる**。

知的特別支援学校小学部の教科に
社会、理科はありませんね！
つまり、**社会を合わせることは不可能**です。



「各教科等」を合わせた指導とは・・・

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の**学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的**であることから、従前から、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。



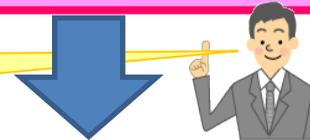
小学部には、「総合的な学習の時間」は設けられていません。
中学部及び高等部の「総合的な学習の時間」は合わせるできません。

【知的障害のある児童生徒の学習上の特性等】

- ◇学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で活かすことが難しい。
- ◇成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)より」

だからこそ、
以下のことが大切になります！



◇**実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導**

一度身に付けた知識や技能等は、
着実に実行されることが多い。

◇児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の**自信や主体的に取り組む意欲を育むこと**

◇**実際的な生活場面の中で、具体的に**思考や判断、表現できるようにする指導

抽象的な内容の指導よりも、具体的に！

◇**学習環境の効果的な設定や周囲の理解**などの環境的条件を整え、学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくこと

教材・教具、補助用具等

関わり方の一貫性や継続性の確保